

コメント 2

和崎 聖日 中部大学

私の専門は文化人類学または中央アジア地域研究になり、主にセクシュアリティやジェンダー、最近ではスーフイズムなどにも興味をもって、研究を進めています。中央アジアの中のウズベキスタンを中心に調査研究をしている者です。

ニカーブを着けることと社会との関係 —— 後藤報告について

まず後藤さんのご報告から順にコメントをさせていただきたいと思います。ウズベキスタンでの研究では「フィールドワークの上限は国家意思にある」ということをつくづく痛感させられるのですが、後藤さんのご報告をお聞きして、また野中さんのご報告をお聞きしても思ったのですが、「外国人がここまでできるのか」という印象を強く受けました。ご報告の内容も、とてもおもしろく聞かせていただきました。

後藤さんのご報告の要点はニカーブに注目すると社会・規範の多様性が見えるというものだったと思います。ニカーブを着るという選択を社会との関係から考えるということを目的に掲げられ、より具体的にはサラフ主義が薦めるタイプのニカーブを着用するようになった女性自身が影響を受けた説教師の経歴や彼の説教の録音記録の詳しい検証がなされました。

とりわけインフォーマントであるサハルさんが説教師のテープ『ムスリム女性のヒジャーブ』を聞いて「納得した」と言い、ニカーブを着けるまでの経緯における後藤さんとかかわりのエピソードが興味深かったです。また、そのテープに出てくるハディース学のいろいろな知識についても詳しいご説明がなされており、とても勉強になりました。そのほかにも、これは野中さんのご報告にも出てきましたが、ヴェールやニカーブ着用の根拠としてクルアーン24章31節の「外に表れているものを以外見せるな」という章句のご説明もなされ、とりわけイブン・マスード説とイブン・アッバース説ですか、この両者の説によって「外に表れているものをどことするか」という基準が異なる点にも言及がなされていました。この点は

私も個人的にずっと気になっていて、どう調べたらいいのかがわからなかった点でもあったので、大変勉強になりました。

さて、数点質問があるのですが、後藤さんご自身も最後のところで「副題がしっかりこなかった」とおっしゃられていましたが、サハルさんが「納得した」と言ってニカーブを着けるようになったことを社会との関係でどう説明できるのかという点について、もう少し補足していただけたらと思います。

またぜひ教えていただきたいのですが、エジプト社会では、ニカーブなどサラフ主義の思想に傾倒することは危険ではないのでしょうか。単にカセットテープを聞いて納得したからといってサラフ主義が薦めるニカーブを着用しても大丈夫なのでしょうか。そんなに簡単にサラフ主義に傾倒できるような言論状況があるのかどうか、社会の状況を少し教えていただきたいと思いました。

あとは、少し細かいですが、現代サラフ主義者の特徴のところ、口髭がないのがサラフ主義者の特徴だとおっしゃっていました。口髭を剃ることは古典イスラーム法学を尊重する人とのスンナ理解の違いだと私は考えていますが、そう思ってもいいのかということを教えていただきたいと思います。そのほかムハンマド・ハッサーンの紹介の中で神秘主義の話もあったと思いますが、そのことにも驚きました。サラフ主義者である彼の神秘主義へのスタンスについて補足的にご説明いただけたらと思います。

ヴェールに関する女性知識人の発言と大統領令 —— 帯谷報告について

帯谷先生のご報告では、独立後のウズベキスタンにおける公のイスラームの体系と女性たちのヴェール着用の動機、政府の言説の変化と当局の動きについての詳しいご説明がなされました。そして、社会主義的な近代化の下での対ヴェール政策についてのご説明もなされたうえで、当時のやり方が独立後の権威主義体制下でも再生産されていることが明らかにされました。また、ウズベキスタンでのこうした

対ヴェール政策が西欧諸国の植民地統治下にあった他のイスラーム地域のそれと類似しているということも指摘されました。ウズベキスタンにおける対ヴェール政策の揺れる現状がソヴィエト近代史も含めて包括的に論じられていたご報告であったと思います。

そこで、何点かお尋ねしたい点があります。ご報告の要点の枠外をお訊ねする質問になるかもしれませんが、最後の方のスライドで言及がなされた「イスラーム・アカデミー」の位置づけについてです。私自身も現地人から「イスラーム・アカデミーができたので、今後ウズベキスタンは自由になる」ということをよく耳にしました。イスラーム・アカデミーがどのような経緯で創設され、またどのような活動が期待されている機関なのか、もしご存じでしたら教えてくださいたいと思います。

あとヴェールの問題ですと、男性のイマームの話もそうですが、一方では女性のイスラーム知識人であるオティンの言説などが大事なのかなと思う部分もあります。これも調査がなかなかしにくいと思いますが、そのあたりで何かご存知でしたらご教授いただければと思います。そのほか、宗務局のファトワーや宗務局関係者の発言についてです。ファトワーというのはみなさんご存じのとおり、イスラーム法的に法的な拘束力は持たないはずだと思いますが、ウズベキスタンでは明らかに宗務局の見解と警察権力が連動して動いているように思えます。そこはむしろ警察権力のほうから宗務局に依頼が来て動いているのか、どのように理解したらいいのかと思ひまして、ご存じでしたら教えてくださいたいと思います。

また最後の質問にしたいと思いますが、ウズベキスタンの国家法ではヴェールに関するものが存在しないとしても、大統領令ではどうなのかなと思いました。たとえば、嫁入り道具はハナフィー法学派に則って考えた場合、男性側が本来はすべて負担すべきものであるのですが、今後はそれをすべて男性が負担するよということで大統領令で方向づけています。加えて、結婚などでの祝宴の規模もスンナに照らして縮小するよということで大統領令も出しているようです。こうしたことから、ヴェールの問題について大統領令ではどうなのかということについて教えてくださいたいと思います。

美や装いについて発言するウラマーの思想潮流 ——野中報告について

最後に、野中さんのご報告は、数字では測れない女性の美意識にフォーカスして、その美意識をめぐる語りを検証するものでした。そして、その語りのイスラームとの一致性と不一致性、その発言の背景にある方向性を探るといふご報告だったと思います。具体的には、国家の法制度にも言及がありましたし、ヒズブッタフリールやシャーフィイー学派の思想潮流の話、また化粧品メーカーの人気ぶりや広告塔の話など内情の話にまで触れられていて、とてもおもしろく聞かせていただきました。ナジュスの回数のお話もとても興味深く、勉強になりました。

まず1点目の質問として、ヴェールを着用し始めた世代のダアワ運動に参加していた女性たちは基本的にノーメイクを支持するが、その状況が少しずつ変わってくるということでした。そこで、その人たちがどのようなイスラーム思想潮流に属する人たちなのかについて、教えてくださいたいと思います。SiauwsさんとM. Quraish Shihabさんはヒズブッタフリールの広告塔という理解でよかったですでしょうか。

野中葉 M. Quraish Shihabはぜんぜん違います。Siauwsさんはヒズブッタフリールです。

和崎 資料の「美や化粧に対するイスラーム的言説」というところで、Siauwsさんは「顔のメイクはよくない」と言っているのに対して、Shihabさんは「メイクは目立ったり行きすぎなければ許容される」と言っていますよね。両者は対立しているように見えますのですが、このような対立がご報告で取り上げられている語りの語り手たちの中でどのように消化されて、行為の選択につながっているのかという点について、もう少し詳しくご説明いただけないかと思いました。あとは、ウズベキスタンですとヒズブッタフリールというだけで命の保障はないような感じですので、ヒズブッタフリールの人たちがこれだけ自由に活動ができて、しかも女性のこういう活動まで社会の中で出てきているし、また雑誌も発行されているし、本当にすごいなということ強く思いました。